

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和60年5月13日規則第12号

別表第2（第12条関係）

下水道事業受益者負担金減免許可基準

該当条項	対象となる土地等の例	減免率	摘要
条例第8条第2項第1号 (公用に供し,または供することを予定としている土地に係る受益者)	1 教育施設,社会教育施設および社会福祉施設用地 2 警察法務収用施設用地 3 一般庁舎用地 4 公務員宿舎用地 5 公営住宅用地	75% 75 50 25 0	
条例第8条第2項第2号 (公企業の用に供している土地に係る受益者)	1 病院用地 2 (国)造幣局特別会計,印刷局特別会計,国有林野特別会計,アルコール専売特別会計に属する行政財産(県,市)地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業に属する財産(水道事業等)	25 25	
条例第8条第2項第3号 (公共の用に供することを予定している土地に係る受益者)	1 国,地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100	都市計画法に基づき事業認定がなされたもの
条例第8条第2項第4号 (公の生活扶助を受けている受益者等)	1 生活保護法により生活扶助を受けている者 2 1に準ずる特別の事情があると認められる者	100 市長が認定する率	
条例第8条第2項第5号 (土地等を提供した受益者)	1 事業の用に供した土地等	市長が認定する率	

者)			
条例第8条第2項第6号 (状況により負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者)	<p>1 教育施設，社会教育施設，社会福祉施設で国，地方公共団体以外の者が設置するもの</p> <p>2 四国旅客鉄道株式会社用地</p> <p>(1) 踏切，駅前広場</p> <p>(2) 軌道用地</p> <p>(3) 職員宿舎用地</p> <p>3 宗教法人法第2条に掲げる神社，寺院，教会，その他これに類する団体が本文に規定する目的のため使用する土地</p> <p>(1) 境内地</p> <p>(2) 墓地</p> <p>4 国，県，市が文化財として指定した土地</p> <p>5 自治会等が所有し，または使用する土地</p> <p>(1) 消防用に供している土地</p> <p>(2) 集会所等の土地</p> <p>6 公衆用道路としての目的に使用している私道 (袋小路は除く。)</p> <p>7 公衆用道路としての認定が難しい私道で公共下水道管の布設を要する土地</p> <p>8 その他市長が減免することが適当と認めるもの</p>	<p>75</p> <p>100</p> <p>50</p> <p>0</p> <p>50</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>ホーム，駅舎を含む</p> <p>本来の目的に使用しない土地を除く</p>

注：同一の土地について減免理由が二以上にわたる場合における当該土地の減免率は，それぞれ

の減免事由に係る減免率のうち高いものをもって、当該土地に係る減免率とする。